

日本高度実践看護学会 CNS 部門 CNS あり方検討委員会細則

（設置と目的）

第1条 一般社団法人日本高度実践看護学会は、専門看護師（CNS）部門に、高度実践看護師（APN）に関する動向を踏まえ CNS のあり方（役割や教育等）について学術的・制度的視点から検討することを目的とした CNS あり方検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（構成）

第2条 本委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員6名程度をもって構成する。理事長はオブザーバーとして参加することができる。

- 2 委員長は、理事の中から、理事長が委嘱する。
- 3 委員は、正会員の中から、委員長の指名により、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 4 副委員長は、次のいずれかの方法により選任する。
 - 一 理事の中から、理事長が指名する場合
 - 二 前号による指名がない場合は、委員会委員の中から委員長が指名し、理事長が承認する場合

（職務）

第3条 委員長は、委員会を統括し、CNS のあり方を検討する責務を担う。

- 2 委員は CNS のあり方を検討するための調査及び見解や論点整理の実務を分担する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。また、委員長の指示に基づき、委員会の運営に関する事項を分担することができる。

（任期）

第4条 委員長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、2任期を上限とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し議長を務める。

- 2 委員長は必要と認める場合、電子メール等による会議を開催することができる。
- 3 委員長は必要と認める場合、委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（所掌事項）

第6条 委員会は、CNS の制度的・学術的發展に資する以下の事項を審議し、その実務にあたる。

- 1 CNS のあり方について当事者団体としての見解のとりまとめ
- 2 CNS の教育・資格認定制度について、関係団体と協議する際の論点の整理
- 3 前述1、2に必要な CNS に関する調査並びに学術的発言

（改廃）

第7条 本細則の改廃は、CNS あり方検討委員会及び理事会の承認を経て行う。

（附則）

- 1 この細則は令和7年10月19日から施行する。
- 2 この細則は令和7年12月14日に一部改正する。